

平成 19 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名：株式会社東和銀行
（コード：8558 東証第一部）
代表者名：代表取締役頭取 吉永 國光
問合せ先：総合企画部長 加辺 秀雄
（ T E L：027-230 - 1500 ）

第三者割当による取得請求権付第一種優先株式の発行に関するお知らせ
（交付価額修正条項付取得請求権付株式の発行）

当行は、平成 19 年 7 月 26 日開催の取締役会において、第三者割当による取得請求権付第一種優先株式（以下、「本優先株式」という。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本優先株式の発行につきましては、定款の一部変更を含む本発行に必要な議案は平成 19 年 6 月 28 日開催の定時株主総会にて承認可決されております。

記

1．取得請求権付株式に係る募集の目的と特色

(1) 取得請求権付株式に係る募集の目的

当行は、平成18年度の決算において、将来に向けて更に強固な財務基盤を構築し安定した収益体質に転換する必要があるとの認識から、将来発生の可能性があると見込まれる貸倒損失にできる限りの引当を講じることいたしました。

このため、平成19年3月期の貸出資産の査定におきまして、厳格に自己査定を行った結果、貸倒引当金を大幅に積み増すこととなり、信用コスト(一般貸倒引当金を含む不良債権処理額)が当初見込み額95億円を大幅に上回る307億円となりました。

これらの結果、通期連結当期純損失は274億円となり、平成19年3月末の連結自己資本比率は5.71%まで低下することとなりました。国内基準である4%以上の自己資本比率はクリアし、健全性は十分確保されておりますが、収益の増強と経営の合理化に加え、資本増強策の実施により、自己資本比率の回復を図ることが喫緊の課題となっております。

つきましては、第三者割当の方法により、自己資本における基本的項目(Tier1)の「株主資本」となる取得請求権付優先株式の発行を決定いたしました。また、今上期中に補完的項目(Tier2)となる40億円程度の当行劣後社債等の発行による資本増強策も検討しております。

(2) 本優先株式の特色

本優先株式は、株式会社新生銀行（以下、「割当先」という。）に対して、第三者割当の方法により発行されるものであります。

本優先株主は、当行に本優先株式の取得を請求することにより当行普通株式の交付を求めることができ、その際の交付価額は、原則として当社普通株式の時価の92%（月1回修正）となっております。ただし、本優先株式は株主資本の効率的な増強や普通株式の急速な増加（希薄化）を抑制する等の目的のため、以下のような特徴を有しています。（発行要項の詳細については、別添「第一種優先株式の発行要項」をご覧ください。）

自己資本の増強に資するよう原則として剰余金の配当は行いません。

割当先は、当行の同意なくして第三者に本優先株式を譲渡しない旨合意する予定です。

割当先は、本優先株式の取得請求について、取得開始から3ヶ月間は1ヶ月当りの取得請求が可能な本優先株式の上限を50,000株とする旨合意する予定です。

割当先は、暦月において取得請求できる当行普通株式の上限を、原則として本優先株式の払込日時点における上場株式数の10%を超えないとする旨合意する予定です。

割当先は、本優先株式に対する投資を中期投資として取り組む予定としており、本優先株式の取得請求期間は約10年と、相対的に長期間となっております。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

7,950,000,000円

(2) 調達する資金の具体的な用途

自己資本の充実を図りつつ、地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に全額充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成20年3月期

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当行は、地域から頼られる銀行を目指し、地元の企業・個人向け貸出などの資金需要に応える一方で、上述のように財務体質の一層の健全化を進め、自己資本比率の回復を図ることが重要な課題となっております。このような環境下、今回のエクイティ・ファイナンスを通じて調達した資金を貸出などの運転資金に充当することは、合理的な資金用途であると考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決 算 期	平成 17 年 3 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期
経 常 収 益	46,272	45,945	43,305
経 常 利 益	3,687	7,454	22,142
当 期 純 利 益	2,329	2,710	27,415
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	9.66	11.23	113.60
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	3.00	3.00	0
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	261.48	261.75	136.87

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	241,597,650 株	100%
現時点の潜在株式数の総数		

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・取得請求権付第一種優先株式

発 行 期 日	平成 19 年 8 月 10 日
調 達 資 金 の 額	8,000,000,000 円
募集時点における発行済株式数	241,597,650 株
募集時における潜在株式数	(注)

(注) 募集時における潜在株式数の算定におきましては、平成 19 年 7 月 26 日現在、本優先株式の交付価額は決定しておりませんので、潜在株式数は未定であります。従いまして、当優先株式の交付価額が決定され次第、募集時における潜在株式数を公表いたします。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(5) 最近の株価の状況

平成 17 年 3 月 期 末 (平成 17 年 3 月 31 日 終 値)	275 円
平成 18 年 3 月 期 末 (平成 18 年 3 月 31 日 終 値)	320 円
平成 19 年 3 月 期 末 (平成 19 年 3 月 30 日 終 値)	223 円
直近 3 か月の終値平均 (平成 19 年 4 月 27 日 ~ 平成 19 年 7 月 26 日)	224 円

4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 19 年 3 月 31 日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口 4）	6.18%
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	4.14%
東和銀行従業員持株会	2.96%
(株)みずほコーポレート銀行	2.55%
(株)メデカジャパン	2.46%
(株)群馬銀行	1.63%
(株)びわこ銀行	1.42%
(株)宮	1.18%
(株)栃木銀行	1.14%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1.00%

（注）本優先株式について、割当先は中期投資として取り組む予定のため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

5. 業績への影響の見通し

本件による今期の業績予想に変更はありません。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当行は、安定的資金の調達と自己資本の増強による財務体質の強化を実行するために、種々の資金調達手法を検討してまいりましたが、株式会社新生銀行に対する、第三者割当の方法により本優先株式を発行することといたしました。

本優先株式に対しては、原則として剰余金の配当を行わないとしており、株主資本の効率的な増強に資するものとなっております。

また、本優先株主は、別添の発行要項の内容に従い、当行に対し、本優先株式を取得すると引換えに当行普通株式の交付を請求することができます。普通株式の交付価額は、原則として当社普通株式の時価の 92%（月 1 回修正）となっており、普通株式の発行条件として合理的な範疇にあると考えられます。

本優先株式はこれらの特徴を有するとともに、上記のように既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みを併せ持つことから、その発行条件は合理的であり、資金調達の方法として現時点では最良の選択であると考えております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回のファイナンスを実施することにより、平成 19 年 7 月 26 日現在の発行済普通株式数に対する潜在株式数の比率は、発行決議日の当行普通株式終値を参考値として算定した場合、14.7%となり、エクイティ・ファイナンスとして穏当な水準と考えます。

割当先は本優先株式に対する投資を中期投資として取り組む予定としており、本優先株式の取得を請求することができる期間が約 10 年となっていることから、当行株式の出来高等を勘案した場合、急速に普通株式の希薄化が進む可能性は小さいものと考えられます。

また、当行は割当先との間で、本優先株式の当行普通株式への取得請求について、発行後3ヶ月間は1ヶ月当りの取得請求が可能な本優先株式の上限を50,000株とする旨合意する予定で、発行直後における普通株式の大幅な希薄化が発生する可能性はありません。

合わせて、割当先は、暦月において取得請求できる当行普通株式の上限を、原則として本優先株式の払込日時点における上場株式数の10%を超えないとする旨合意する予定であります。

以上のように、本取引は既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みを有しており、本優先株式について、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

(注) 潜在株式数の比率は参考値であり、当初交付価額が決定され次第発表する予定です。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

商号	株式会社新生銀行		
事業内容	銀行業		
設立年月日	昭和27年12月1日		
本店所在地	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号		
代表者の役職・氏名	取締役代表執行役社長 ティエリー ポルテ		
資本金	451,296,960,600円		
発行済株式数	1,848,098,944株		
純資産	933,253百万円(連結)		
総資産	10,837,683百万円(連結)		
決算期	3月31日		
従業員数	5,364名(連結)		
大株主及び持株比率	ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	9.04%	
	ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー	7.47%	
	新生銀行	6.54%	
	他		
上場会社と 割当先の関係等	資本関係	該当事項なし	
	取引関係	預金取引、貸出取引等	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への 該当状況	該当事項なし	
最近3年間の業績 (連結)			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経常収益	248,641	529,057	560,016

経常利益	54,454	71,471	23,172
当期純利益	67,435	76,099	60,984
1株当たり当期純利益(円)	46.78	53.16	45.92
1株当たり配当金(円)	2.58	2.96	2.66
1株当たり純資産(円)	329.65	380.20	308.60

(単位：百万円)

(注) 割当先の内容の欄は平成 19 年 3 月 31 日現在、当行との関係の欄は平成 19 年 7 月 26 日現在におけるものであります。

(2) 割当先を選定した理由

当行は、種々の資金調達手法を検討してまいりましたが、割当先より提示された本優先株式の条件が、最善のものであると判断いたしました。

また、優先株式取得と引換えに交付される当行普通株式を原則として時間をかけて市場を通じて緩やかに売却する等の同行の投資方針、同行の高い信用力及び投資実績等を勘案し、同行を割当先といたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

割当先は、本件を原則として中期投資として取り組み、実務上対応可能な限り市場に配慮して、取得請求を行い交付された当行普通株式の売却に努めるとしております。

また、割当先は、払込期日から 2 年以内に本優先株式または本優先株式の取得と引換えに交付される当行普通株式を、当行以外の第三者に譲渡する場合は、当行へ報告する旨、および当行の同意なくして第三者に本優先株式を譲渡しない旨合意する予定です。なお、割当先は、取得請求ならびに当行普通株式の売却については、日本証券業協会の理事会決議「会員における M S C B 等の取扱いについて」に則った運営を行うとしております。

(4) 株券貸借に関する契約

割当先と当行主要な株主との間で、株券等貸借取引を行う予定であります。なお、本取引は、本優先株式の取得請求の結果交付される当行普通株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付けを目的とするもので、当該目的以外に空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことを合意する予定であります。

株式会社東和銀行
第一種優先株式
発行要項

1. 募集株式の種類 株式会社東和銀行第一種優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 募集株式の数 1,600,000 株
3. 払込金額 総額 8,000,000,000 円（1 株につき 5,000 円）
4. 増加する資本金の額 総額 4,000,000,000 円（1 株につき 2,500 円）
5. 増加する資本準備金の額 総額 4,000,000,000 円（1 株につき 2,500 円）
6. 払込期日 平成 19 年 8 月 10 日
7. 発行方法 第三者割当ての方法により、本優先株式全てを株式会社新生銀行に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) 当行は、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対しては剰余金の配当を行わない。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に終了する事業年度より、当該事業年度中に、株式会社東京証券取引所において、当行の普通株式（以下「当行普通株式」という。）の普通取引の終値が第 12 項(4)号に規定する下限交付価額を下回る取引日（以下に定義する）が 100 日に達した場合、当行定款第 38 条に定める剰余金の配当を行なうときは、本優先株主および本優先登録株式質権者に対し、当行普通株式を有する株主（以下「当行普通株主」という。）または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき、125 円の当該事業年度に関する剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行なう。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日で、当行普通株式の普通取引の終値の公表された日をいう。
 - (2) ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。
 - (4) 当行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、当行の定款第 39 条に定める中間配当を行なわない。
9. 残余財産の分配
当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行普通株主または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 5,000 円 of 金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。
10. 議決権
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
11. 株式の併合または分割および無償割当等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当行は、本優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当行は、本優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
12. 取得請求権
本優先株主は、当行に対し、以下の各号に従い、当行普通株式の交付と引換えに、本優先株

株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当てについて当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(8)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利（本号 において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）の当初発行条件に従って当行普通株式1株あたりの対価（本号 において、以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号乃至第(9)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（本号 において、以下「修正日」という。）における本項第(8)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による交付価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の交付価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記(i)による交付価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の交付価額は、当該超過株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の交付価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該交付価額の調整以前に、本号乃至第(9)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該交付価額の調整において本号ならびに次号に

基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。)

本号 および における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本優先株式の取得請求権を行使した本優先株主に対しては、調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (7) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満にとどまる限りは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合は、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (8) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(6)号の基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

- (9) 本項第(6)号の交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために交付価額の調整を必要とするとき。

その他当行の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (10) 本項第(4)号乃至第(9)号に定めるところにより交付価額の修正または調整を行うときは、当行はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の交付価額、修正後または調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本優先株主に通知する。

(11) 取得請求受付場所

日本証券代行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

(12) 取得請求権の行使の方法

本優先株式の取得請求受付事務は、本項第(11)号に定める取得請求受付場所(以下「取得請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

本優先株式の取得請求をしようとするときは、当行の定める取得請求書(以下「取得請求書」という。)に、取得請求権を行う日等を記載して、これに記名捺印した上、当該本優先株式を添えて取得請求可能期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。

ただし、本優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

取得請求受付場所に対し取得請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

本優先株式の取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部(以下「書類等」という。)が取得請求受付場所に到着した日または本優先株式の取得請求を行う日として取得請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日(以下「効力発生日」という。)に発生する。

(13) 株券の交付方法

当行は、本優先株式の取得請求の効力発生日後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

13. 一斉取得

当行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった本優先株式を、平成29年6月30日(以下「一斉取得日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、平均値が下限交付価額を下回るときは、当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。一斉取得日に先立つ45取引日目以降、第12項第(5)号乃至第(9)号で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当行取締役会が適当と判断する値に調整される。

14. その他

- (1) 上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項は当社代表取締役頭取に一任する。
- (2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講ずる。

以 上